

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市安蔵森林公園の設置及び管理に関する条例第 5 条		
担 当 課	林務水産課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	1 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
<p>安蔵森林公園の施設の利用の許可は、条例第 5 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備若しくは器具等を破損し、若しくは滅失し、又はその恐れがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 及び 2 の場合に準ずるような管理上の支障を来たす具体的な期限がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は安蔵森林公園施設の設置の目的から判断して不適当な利用の目的又はその形態等であれば、許可しない場合もある。 変更日 平成 24 年 4 月 1 日 			

許認可等の内容	物品販売等の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市安蔵森林公園の設置及び管理に関する条例第 10 条		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 9 年 7 月 22 日
審 査 基 準			
<p>制限行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 公園内で当該行為を行う必要性があり、かつ、公園の用途、目的を妨げないと認められること。 具体的には、林業振興の行事を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における林産物の販売などがある。 			

農林 2 - 3

許認可等の内容	占用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市林道管理条例第7条第1項本文		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
審 査 基 準			
<p>林道の占用の許可は、林道の安全及び管理に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該占用工事に関連し、他の法令の許可又は第三者の承諾等が必要とされる場合、その許可又は承諾等を得ることができないもの 2 占用する物件が、林道上における車両、歩行者等の通行の安全上必要とされる空間内を占用するものその他林道の管理上支障があると認められるもの 			

農林 2 - 4

許認可等の内容	占用の変更の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市林道管理条例第7条第1項後段		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
審 査 基 準			
<ol style="list-style-type: none"> 1 「林道の占用の許可」の審査基準を準用する。 2 その変更が既に許可された占用内容と同一性を失わない範囲であるか否かについても審査する。 3 新たな占用と認める場合は、当初の占用を廃止し、改めて第7条第1項の許可を受けるものとする。 			

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市国府町林業研修センターの設置及び管理に関する条例第4条第1項		
担当課	林務水産課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
審査基準			
<p>林業研修センターの使用の許可は、第5条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団員の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な使用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場と使用して使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は林業研修センターの設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。 <p style="text-align: right;">変更日 平成24年4月1日</p>			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市国府町林業研修センターの設置及び管理に関する条例第8条第1項第4号		
担当課	林務水産課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
審査基準			
<p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 林業研修センターで当該行為を行う必要性があり、かつ、林業研修センターの用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。 			

農林 2 - 7

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市国府町林業会館の設置及び管理に関する条例第3条第1項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日	設 定 日	平成16年11月1日
<p>審 査 基 準</p> <p>林業会館の使用の許可は、第4条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 <p>ここで、「暴力団員の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な使用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場と使用して使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 その他管理上支障があると認めるとき。 <p>ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。</p> <p>つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は林業会館設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成24年4月1日</p>			

農林 2 - 8

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市国府町林業会館の設置及び管理に関する条例第6条		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	7日	設 定 日	平成16年11月1日
<p>審 査 基 準</p> <p>使用料の減免は、条例第6条の規定により、公益上特に必要と認められるかどうかについて審査し、決定する。ここで、「公益上特に必要と認める」とは、林業会館の設置目的から判断して使用料を減免することが公益的見地から妥当であることをいい、次のような場合などがある。</p> <p>なお、減免の程度は、個々のケースにより判断する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市又は市の機関が主催する行事に使用するとき。 2 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として使用するとき。 3 その他特に市長が必要と認めたとき。 			

許認可等の内容	既納使用料の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市国府町林業会館の設置及び管理に関する条例第7条		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市長
標準処理期間	14日	設定日	平成16年11月1日
審査基準			
<p>既納使用料の返還は、条例第7条各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。</p> <p>1 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。 ここで、「使用者の責めに帰さない理由」とは、災害などにより林業会館自体に使用できない事態が生じた場合や事故などによる交通機関の途絶等の不可抗力により使用できない場合をいう。</p> <p>2 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。 なお、返還する額は、上記1の場合は全額とし、上記2の場合は使用前3日までに使用許可の取消しを申し出た場合は全額とし、使用の開始前に使用許可の取消しを申し出たときは半額とする。</p>			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市国府町林業会館の設置及び管理に関する条例第10条第1項第4号		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
審査基準			
<p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <p>1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。</p> <p>2 林業会館で当該行為を行う必要性があり、かつ、林業会館の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。</p>			

農林 2-11

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市国府町炭やき体験の館の設置及び管理に関する条例第6条第1項		
担当課	林務水産課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
<p>審査基準</p> <p>体験の館の利用の許可は、第7条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団員の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な使用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場と使用して使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は体験の館設置の目的に照らして不適当な利用の目的又は形態等であると認められるときをいう。 <p style="text-align: right;">変更日 平成24年4月1日</p>			

農林 2-12

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市国府町炭やき体験の館の設置及び管理に関する条例第10条第1項第4号		
担当課	林務水産課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
<p>審査基準</p> <p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 体験の館で当該行為を行う必要性があり、かつ、体験の館の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。 			

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市三滝林間施設の設置及び管理に関する条例第5条第1項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
審査基準			
<p>林間施設のうち、別表に掲げる施設の使用の許可は、第6条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団員の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な使用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場と使用して使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は林間施設設置の目的に照らして不適当な利用の目的又は形態等であると認められるときをいう。 <p style="text-align: right;">変更日 平成24年4月1日</p>			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市三滝林間施設の設置及び管理に関する条例第12条第1項第4号		
担 当 課	林務水産課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
審査基準			
<p>印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 林間施設で当該行為を行う必要性があり、かつ、林間施設の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。 			

農林 2-15

許認可等の内容	船舶航行に関する報告書の証明		
根拠法令及び条項	鳥取市船員法事務取扱いに関する条例施行規則第2条		
担当課	林務水産課	処分権者	市長
標準処理期間	1日	設定日	平成8年4月1日
審査基準 船員法事務取扱要領（昭和38年4月1日付け員基第53号）第2章9による。			

農林 2-16

許認可等の内容	雇入れ契約のない船長の就退職の証明		
根拠法令及び条項	鳥取市船員法事務取扱いに関する条例施行規則第3条		
担当課	林務水産課	処分権者	市長
標準処理期間	1日	設定日	平成8年4月1日
審査基準 船員法事務取扱要領（昭和38年4月1日付け員基第53号）第3章11による。			

許認可等の内容	船員手帳記載事項の証明		
根拠法令及び条項	鳥取市船員法事務取扱いに関する条例施行規則第4条		
担当課	林務水産課	処分権者	市長
標準処理期間	1日	設定日	平成8年4月1日
審査基準 船員法事務取扱要領（昭和38年4月1日付け員基第53号）第4章20による。			

許認可等の内容	停けい泊禁止区域内における停けい泊の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市漁港管理条例第6条第2項ただし書		
担当課	林務水産課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
審査基準 停けい泊禁止区域内における停けい泊の許可は、当該停けい泊が一時的なもので、かつ、当該停けい泊により漁港施設の維持管理若しくは利用又は漁港整備計画等に基づく水産基盤整備事業その他漁港の整備に関する事業の実施に著しい支障を生じさせるおそれのない場所におけるものに行うこととする。			

農林 2-19

許認可等の内容	危険物等の荷役の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市漁港管理条例第7条第2項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
<p>審査基準</p> <p>爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。）又は衛生上有害と認められるものの荷役の許可は、事故発生時に対処できる漁港において行う一時的な荷役であって、当該漁港の安全の維持又は災害の防止に支障がないと認められるものに限り行うこととする。</p>			

農林 2-20

許認可等の内容	陸揚輸送等の区域からの移動の特例許可		
根拠法令及び条項	鳥取市漁港管理条例第9条第3項ただし書		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
<p>審査基準</p> <p>陸揚輸送等の区域からの移動の特例許可は、条例第9条第1項の規定により指定した区域の利用上支障がないと認めるときに行うものとする。</p>			

許認可等の内容	甲種港湾施設の占用等の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市漁港管理条例第 11 条第 1 項及び第 3 項ただし書		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準			
<p>甲種港湾施設の占用等の許可は、当該許可の申請に係る行為が水産基盤整備事業の施行又は漁港の利用の著しい阻害その他漁港の保全に著しい使用を及ぼすと認められるものでない限り行うものとする。</p> <p>なお、条例第 11 条第 3 項ただし書の市長が特別の理由があると認める場合とは、原則として条例別表の工作物の設置を伴うものの項に掲げるものの占有の場合とする。</p>			

許認可等の内容	指定施設の使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市漁港管理条例第 12 条第 1 項第 1 号		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間		設 定 日	
審査基準及び標準処理期間を設定しない理由			
<p>本市には現在、甲種漁港施設内に指定施設がなく、当面する予定もない。したがって、本件許可の申請は、現時点ではあり得ないので、審査基準及び標準処理期間は設定しない。</p>			

農林 2-23

許認可等の内容	指定施設の目的外使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市漁港管理条例第 12 条第 1 項第 2 号		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>市長が指定する甲種漁港施設の目的外使用の許可は、当該許可の申請に係る行為が当該甲種漁港施設の設置の目的を阻害しない場合で、かつ漁港の保全に支障を及ぼすものでないと認められるときに行うものとする。</p>			

農林 2-24

許認可等の内容	漁港施設の占用料の後納の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市漁港管理条例第 15 条第 2 項ただし書		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>漁港施設の占用料の後納の承認は、次のいずれかに該当する場合に行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請者が公共団体又は公共的団体である場合 2 非常災害等に対処するため行う占用である場合 			

許認可等の内容	漁港施設の占用料の減免等		
根拠法令及び条項	鳥取市漁港管理条例第 15 条第 3 項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準			
<p>漁港施設の占用料の減免又は分納は、条例第 15 条第 3 項の規定により、特別の事情があると認められるかどうかについて審査し、決定する。具体的には次のいずれかに該当するときに行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体等において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。 2 被災又は海難救助、学術研究その他の公益上の必要により占用するとき。 3 1 及び 2 に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。 <p>なお、減免の程度又は分納の回数は、個々のケースにより判断する。</p>			

許認可等の内容	漁港施設の占用料の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市漁港管理条例第 15 条第 4 項ただし書		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準			
<p>既納占用料の還付は、利用者の責めに帰することができない事由があるときに行うこととする。具体的には次のいずれかに該当するときには還付を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害その他占用の許可を受けた者の責任でない理由によって、占用できないとき。 2 公益上又は本市の都合により占用の許可を取り消す必要が生じ、許可を取り消したとき。 3 占用の開始前に占用の取り消しを申し出てその理由があると認めたとき。 4 その他市長において必要があると認めたとき。 <p>なお、返還する額は、占用の残期間などに応じ、個々のケースにより判断する。</p>			

農林 2-27

許認可等の内容	漁港区域内における土砂採取料等の後納の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市漁港管理条例第 16 条第 2 項（第 15 条第 2 項ただし書準用）		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 「漁港施設の占用料の後納の承認」の審査基準を準用する。			

農林 2-28

許認可等の内容	漁港区域内における土砂採取料等の減免等		
根拠法令及び条項	鳥取市漁港管理条例第 16 条第 2 項（第 15 条第 3 項準用）		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 「漁港施設の占用料の減免等」の審査基準を準用する。			

許認可等の内容	漁港区域内における土砂採取料等の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市漁港管理条例第 16 条第 2 項（第 15 条第 4 項ただし書準用）		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準	「漁港施設の占用料の返還」の審査基準を準用する。		